




国語問題

はじめに、これを読みなさい。

1. この問題用紙は十二ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。
2. 解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。
3. 監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。
4. 解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。所定欄以外には何も記入しないこと。
5. マーク式問題の解答はすべて一つなので、二つ以上マークしないこと。
6. 解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いづれもHB・黒で記入のこと)。
7. 解答は楷書で正しく記すこと。薄い文字や小さな文字、点画をつなげた文字など、あいまいな文字は不正解とする。
8. 訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残さないこと。
9. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
10. 解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。ただし、この問題用紙は、必ず持ち帰ること。
11. 試験時間は六十分である。
12. マーク記入例

良い例	悪い例
	  

次の文章を読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。
 貧富の懸隔より生ずる社会問題は最も新しい問題であつて、同時にまた最も古い問題である。

上古の氏族的社会においては、氏族の貴いものは社会上にも政治上にもあらゆる優越の地位を占め、これを利用して莫大の土地を拵め、また多数の人民をその配下に置くことができた。土地は古く田荘たじょうといい、人民は中臣なかとみの中臣部なかとみべのごとく品部しなべ（唐名を以ては部曲かきまとも）と申したもので、これらは良民であるが、その他奴婢のごとき農民をもこれを含むのである。孝徳天皇の大化元年（六四五）の改新の詔の中に、臣・連・伴・造・国・造の兼併の弊を説かれて、

国県の山海林野池田を割りて、以て己が財となして、争い戦うこと已まず、ある者は数万頃しよろの田を兼併し、ある者は全く容針少はひりまほかりの地もなし、

と見えて居る。これは当時貧富の差の甚しかったことを説明されたものである。かの弑逆しやくぎやくをさえも行なつた蘇我大臣馬子のごときは、推古天皇に向かつて皇室御料たる葛城県を頂戴したいと御所望申し上げたことがある。当時天皇は、朕は蘇我家から出で、大臣は朕が舅であるから、その言は何事も嘉納するが、こればかりはと御聞届けにならなかつたことが『日本書紀』に見えて居る。彼らの横暴ぶりは皇室御料をさえ兼併しようとしたのであるから、他は推して知られよう。されば皇室におかせられても、自然、御料即ち御県・屯倉みやけの増加を図られることになつたが、御名代・御子代みこしろというものも、その御料の一つであつた。

当時は記録のない世の中であつたから、天皇・皇后・皇子たちに御子がないと、後世に御名が絶えてしまうという恐れから、御名を附けた部民を置かれ、それに土地を附けられることとなつた。たとえば景行天皇が日本武尊の御名を伝えたもうために武部を定められ、允恭天皇が木梨之輕太子の御名代として輕部を定められたもそれであつた。かくすればこれらの部民のあらん限り、御名は永遠に伝わりつうという考えにほかならぬ。しかるにそれを見て、氏族の野心あるものは、表面自家の部民を皇室の御子代・御名代に献上して忠義顔をしながら、依然としてこれを支配し、皇室御料の美名に隠れて、自家の兼

併蚕食の目的を達しようとする不心得者が少なくなかった。

そこで上古の氏族的社会では、賞罰の一方法として、賞には氏族的低級の姓をよりよい姓に陞せたり、罰にはその反対によりよい姓をより悪い姓に貶したり、罪の重いものになると、氏も姓も奪つたりしたことがあつたが、それとともに、賞としては新たに土地人民を功のあつたものに給わり、罰としては私有の土地を献上し、もしくはこれを没収されたこともあれば、また私有の部曲を献上し、もしくはこれを没収されたこともある。しかもこれらは死罪に相当するほどの重き犯罪を償う手段として採られたのを見ると、当時の氏族にとりて、その私有の土地や人民を失うということは、非常の損失であつたに相違ない。

かくのごとき状態は政治上・社会上に何を齎したかというに、政治上においては氏族的専制を招来した。氏族の中でも最高地位を占めた大臣・大連などになると、その私事に人民を役使し、人民の租税を徴収するにも、まず自家の収入となるべきものを納めた後に国家に進めるといふがごとき、本末を顛倒した処置に出た。彼らはまた往々センジョウの行いがあつて、その極サンリツを図り、弑逆をも敢えてするものさえあるという始末で、皇威も式微の御有様であつた。さらに社会上からいへば、人は生まれながらにして貴賤の別が定つており、個人の人格は没却され、社会の空気は沈滞するばかりであつた。ここにおいて識者の覚醒となり、政治上・社会上の革新が企てられることとなつたのである。しかしてこの革新運動にとつて忘るべからざる御方は聖徳太子であらせられた。

聖徳太子は、一般には我が国で始めて仏教をお弘めになつたお方という風に思われて居るが、太子の政治上・社会上の御功業は実に偉大なものであつて、その後につつた大改革の先駆ともならせられた。また世間では太子は仏教主義の御方とばかり思つて居るけれども、それはいわゆる盾の一面を見た説であつて、太子はまたすこぶる儒教主義の御方であらせられた。即ち儒仏二教の所説を以て、我が国当面の改革に利用されようとした御方である。

太子は推古天皇の皇太子にして、同時に摂政であらせられたから、およそ天皇の朝にあらわれた内治外交で、太子の総攬されぬものはなかつた。その中でも最も著しい御事蹟は憲法十七条の御制定であろう。この憲法は我が国においての法制の初めといわれて居るが、その中に最も注意すべきことは君臣の別を明らかにされた点で、第三条に「君をば則これを天とし、臣を

ば則これを地とす、天覆い地載す云々と記され、君臣の間には上下の別があつて、臣として君を侵すことはできぬ、また「謹まざればおのずから敗れん」といつて、センジョウウの行いあるものは自滅を招くことを説かれたのは、当時専横みずから用いた大臣・大連等に対する戒めの言葉とも見られる。特に第十二条に「国に二君なく、民に両主なし、率土の兆民、王を以て主と為す、所任官司は、皆これ王臣なり、何ぞ敢えて公と百姓に賦歛」とあるがごときは、当時の政治社会組織を根柢から覆すべき重要な意義をもつて居る。即ち当時の人民は天皇のほかに、それぞれその主君に仕えて奴隸的生活を送つておつた。彼らは天皇よりまずその主君に租税を納めつつあつた状態である。国に二君なく、民に両主なしとの格言も、当時の我が国には全く不通であつた。しかるに太子は君臣公私の別を正された結果、臣民にして人民より租税を徴収するの権能はないと断ぜられたものである。従来土地人民を私有して、無限に租税を徴収し、夫役を徴発しつゝあつた氏族政治にとつて、この憲法にはまさに **H** を与えられたと申して宜しかろう。しかもこれは大化の改新を御計画になつた中大兄皇太子即ち後の天智天皇の二天に双の日なく、国に二の王なし、これゆえに天下を兼ねあわせ、万民を使うべきはただ天皇のみ」と仰せられたのと全くその意義を同じくするものであつて、実に儒教の王道主義にほかならぬ。

これまで我が国の記録で「ミカド」という言葉に対して漢字の国家という文字を充てておつた。これは我が国において「ミカド」即ち国家と思われたからであつたろうが、太子の憲法十七条には「国家おのずから治らん」などと言つて、正しく漢字の用例に従つた国家の文字を使用されて居る。したがつて君臣の別は認めながら、上和下睦とか、君臣礼ありとか、君臣共信ありとかいつて、君臣上下を対等に取り扱い、また「それ事は独り断むべからず、必ず衆と与に宜しく論つべし」といつて、君主でも大事を決するには衆とともに議して過失なきようにせねばならぬといわれて居るのは、大化の詔に「それ天地の間に君として万民を宰むるは、独り制むべからず、要す臣の翼けを須つ、これに由りて代々の我が皇祖等、卿が祖考とともに俱に治めたまひき云々とあると同じく、すこぶる王道主義の共和的気分を交えられて居る。

この主義からいへば、社会的にも従来の氏族制度の崩壊解体を招来せねばならぬ。太子が憲法十七条の第二条に「篤く三宝を敬え」といわれ、仏法尊崇の意味を明らかにせられたのは、当時の氏族万能の社会がいたずらに閥族の跋扈をきたし、族姓

間の争いをも醸し、一族の階級闘争を演じて、社会の平和を害するを見て、仏教を以てその緩和剤とせられようとの思召もあつたことと察せられる。現に太子は憲法十七条において、党争を排して和融を勧められて居る。仏教には家というものが無い。人に対してもいゆる自他平等で、上下の差別を置かぬ。現世に執着せずして未来を欣求する。こういう信仰は当時の氏族社会にとつては、確かに一つの危険思想であつたろうけれども、また当時の人の現世的実利主義な信仰上・道徳上の欠陥を補うの効はあつた。閔族全盛の時代に太子が高貴の御身を以て世の貧民に対し、深厚なる同情を垂られた事蹟は仏教の慈悲の教への表現として、最もありがたい事と申さなければならぬ。

太子がある時片岡山に行啓になつた時、餓死に瀕した賤夫を御見附けになつて、その姓名を御尋ねになり、飲食物を与えられ、また御自身の着けておられた衣を解かれて、その上に御懸けになつたことは有名な話である。また太子の御建てになつた寺院の数多い中に、浪華の四天王寺に、施薬・療病・悲田・敬田の四院を御建てになつたのも、貧窮病者らに対する御同情より来ておつたこと申すまでもない。この寺地はもと荒陵と申して、太子の頃にも、どなたの御陵ともわからぬほどの古い大きな山陵のあつたところである。山陵のあるところ、必ず貧民の部落があつたのを考えて見ると、この荒陵も決して立派な場所ではなく、貧民のソウクツであつたかと想像される。太子がことさらにかような土地を撰ばれて寺を御建てになり、そこに貧民のための施薬・救療等の御事業をも御始めになつたというのはまたすこぶる深い思召のあらせられたことと察せられるのである。

太子の御精神は、約五十年後の孝徳天皇の朝の大化の改新において、いよいよ実現された。太子の摂政であらせられた推古天皇の朝において、すでに冠位の制を定められ、徳・仁・礼・信・義・智、大小各二階、都合十二階を設けて、従来の氏・姓にかかわらず、人材があればこれを登用するの途を開かれたが、孝徳天皇の朝には左右大臣・内臣を任じ、八省百官を設け、位階の制度も追々備わることとなつた。たとい氏族尊重の風はいまだその跡を絶たなかつたにしても、社会の面目気分はこれらの新制度の採用によつて一新して来た。そもそも大化の改新の根本方針は部曲の民や田莊を廢し、これまで氏族の手にあつた私有の土地人民を國家に収め、すべての土地に檢地を行い、何人も戸籍に登録し、一様に租税を徴収し、夫役に使役

し、また公私の別を正し、司法の統一を行うこととするにあつて、従来のごとき富の分配の不平均は、これを矯めるを以て改革の主眼とした。「園池水陸の利は百姓と俱にせよ」との詔はこの大方針を示されたものである。しかしこれが当然の結果として、従来権力に任せて兼併を事とした富豪を抑えて、貧民に活路を与えようと力められたもので、その詔にも、「民を貧苦に致さしむるなかれ」とか、「劣弱を兼併することなかれ」とか仰せられて居る。

大化の改新において貧富問題の解決方法としては、「この頃我が民の貧しきは専ら墓を営むによる」と仰せられて、厚葬の風俗を改め、貴賤ともに殯を営むことを禁ぜられたことも、その一つに相違あるまいが、最も顕著なるは班田収授の法であつた。『日本書紀』に大化二年「初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造る」ということが見える。その中、戸籍の事はこれ以前にもあつたが、班田収授の法はこの時のが初見である。それは人民に田を班ち授け、死ねばこれを國家に収める法制である。その方法については、詳しいことは記されておらぬが、その後、国司・国造等に詔があつて、「田を頒つに、均しく民に給い、彼我を生ずること勿れ」といわれており、「また田を給わはその百姓の家近く、田に接んことは必ず近きを先にせよ」と命ぜられて居るので、法の精神が窺われる。いわゆる「彼我を生ずること勿れ」というのは、不平均、不公平の処置をなしてはならぬという意味であろうから、人民の貧富や貴賤の別なく、平等に取り扱うべき精神と思われる。令の制度によると、男女とも六歳に達すれば、男子は二段、女子はその三分の二を支給するのであつて、これを口分田と申し、六年目に一回、班田収授を行なつた。大化の二年にこの法律が出でてから六年目の白雉三年(六五二)に、班田が終了したとあり、またその田を百姓の家の近いところから支給するの規定も、大宝令に見える通りであるから、だいたいにおいて大宝令と同一であつたらう。果たしてしかれば、これは従来氏族の私有であつた土地を収めて、國家の公有地となし、さらに一定の額を定めて、人民一般に分配された訳で、即ち富の分配であり、いわゆる國家社會主義であつた。

(注1) 品部……様々な職能で朝廷に仕えた集団。(注2) 御県・屯倉……いずれも大化の改新以前の皇室の直轄領。
(注3) 率土の兆民……国内の人民。(注4) 殯……貴人の死体を、その墳墓が完成するまで仮に納めて置くこと。

問一 傍線部A「容針少の地」は、「立 a の地」という慣用句と同じ意味です。空欄aにあてはまる一文字を、解答欄に漢字で記しなさい。

問二 傍線部B「弑逆」の意味を述べている部分を、本文の中から十文字で抜き出し、その部分の最初と最後の三文字を、それぞれ解答欄に記しなさい。

問三 傍線部Cで、「御名は永遠に伝わろう」と考えられるのはなぜですか。次の選択肢の中から最も妥当なものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 部民がその人物の血筋を後代にまで伝えてくれるから。
- 2 部民の名称は後代まで変わらないことが期待できるから。
- 3 部民の与えられた土地は、その人物とゆかりがあるから。
- 4 部民がその業績を後代にまで語り伝えてくれるから。

問四 傍線部D「センジョウウ」に宛てる漢字としてふさわしいものを次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 潜 上
- 2 洗 滌
- 3 僭 上
- 4 煽 情

問五 傍線部E「サンリツ」に宛てる漢字としてふさわしいものを次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 惨 律
- 2 篡 立
- 3 蚕 栗
- 4 纂 立

問六 傍線部F「識者の覚醒」を説明したものととしてふさわしいものを次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 知識人を増やすために、教育が盛んになること。
- 2 学者や僧侶たちが、日本古来の制度を研究すること。
- 3 渡来人たちが新しい知識を日本に運んでくること。
- 4 見識のある人々が、社会制度の変革に取り組むこと。

問七 傍線部G「公と」を、筆者としてはどのように理解して用いていますか。これを示す部分を本文中から五文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。

問八 空欄Hに入る語句としてふさわしいものを次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 連帯感
- 2 新鮮味
- 3 致命傷
- 4 占有権

問九 傍線部I「儒教の王道主義」の内容を具体的に述べている部分(読点を含む二十九文字)を本文中から抜き出し、その最初と最後の三文字を解答欄に記しなさい。

問十 傍線部J「論う」の読みを、解答欄にひらがなで記しなさい。

問十一 傍線部K「卿」は、具体的に何を指しますか。本文中の漢字一文字を解答欄に記しなさい。

問十二 傍線部L「王道主義の共和的气氛」の内容を具体的に述べている部分(読点を含む三十三文字)を本文中から抜き出し、その最初と最後の三文字を解答欄に記しなさい。

問十三 傍線部M「跋扈」について。

- (1) 「跋扈」の読みを、解答欄にひらがなで記しなさい。
- (2) 「跋扈」の同義語としてふさわしいものを次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。
- | | | | | | | | |
|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 1 | 飛躍 | 2 | 暴力 | 3 | 開放 | 4 | 跳梁 |
|---|----|---|----|---|----|---|----|

問十四 傍線部N「ソウクツ」を漢字に改めなさい。

問十五 傍線部O「これらの新制度に一貫する考え方を、の」という形で説明する場合、二つの空欄にあてはまる二字の熟語を、それぞれ本文中から抜き出し、解答欄に記しなさい。

問十六 傍線部P「彼我を生ずる」と反対の内容を意味する部分(読点を含む十五文字)を本文中から抜き出し、その最初と最後の三文字を、それぞれ解答欄に記しなさい。

問十七 次の中から本文の主旨に沿うもの一つだけ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 天智天皇の大化の詔は、偶然にも聖徳太子の十七条憲法と同様の思想を述べている。
- 2 聖徳太子は、儒教の王道主義と仏教の慈悲の教えとの間に共通点を見出そうとした。
- 3 班田収授の法は貧富の格差を解消しようとする政策であり、この点で現代の社会問題とも通じる。
- 4 十七条憲法と大化の詔は、ともに天皇の権力をひたすら強化しようとするものである。

二

次の文章は、松代藩家老恩田民親(一七二七〜六二。文中の「木工殿」の事跡を記した『日暮硯』の一節である。これを読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

御家中を始めとして御領分中へ、「相應に楽しみをせよ。慰みには博奕なりとも、何にても好みたる事をして楽しめ」と、万事をゆるめて、窮屈らしき事は一向に言はずして、自身にも随分質素に暮して、子供まで飯より外には菜も食はず、学文を専らとさせ、武芸を第一稽古させ、自身には文武稽古の際には、仏神を信仰して現当二世を祈る。(中略)

先だつて、「慰みに致す分は博奕にても苦しからず」と御領内の者どもへ申し触れられ候故、常々商売に致す者ども、旗の揚げ時と心得、所々にて盛んに博奕繁昌せしかば、夥しく身代を潰す者ありしかば、又々御触には、「慰みの博奕に負け難儀に及び候者は、御救ひ下され候間、遠慮なく真直に訴へ出づべし」と、御領分中へ触れ廻りしかば、所々より難儀なる者ども願ひ出で候につき、御吟味の上、

「誰々を相手にして慰み致し候や」

と御尋ねこれある故、元來御免の事なれば、陳する事なく、その相手を、負け候者より勝ち候者どもを、逸々申し立てしかば、木工殿承り、勝ち候者どもへ申し渡され候は、

「何月何日までに、右の勝金きつと返済致すべし」

と申し渡され候へば、皆々、

「その儀は迷惑至極に存じ奉り候間、御免下さるべし」

と相願ひ候へば、

「然らば、その方どもは博奕を商売に致し候や。先だつても申し渡し置き候通り、商売に致す博奕は天下の御法度なれば、相背き候者これあるにおいては、きつと曲事申しつぐへく候。これによつて、その方どもは、定めて慰みに致し候ことなるべし」

「なるほど、慰みに仕り候」

「然らば、商売にせし事ならば格別、慰みにして人の身代を潰させるといふことはあるまじき事なり。これによつて、右勝ち候者どもより、きつと返済致すべく候。もし遅滞に及び候はゞ、きつと曲事申しつくへし」と申渡し候につき、

「畏り奉り候」

と御請け申し上げ、右の金子、負け候者の方へ相渡し候故、負け候者は一文も損失なしに受け取り、勝ち候者どもは、その席にて遣ひ捨て候分は不足に相成り、よんどころなく借金致し、負け候者の方へ相払ひ候へば、勝ち候者の方がかへつて損金に相成り候へば、その後は、慰みにも博奕致し候者は勿論、紙一枚にても賭けの勝負致し候者一人もこれなく、制せずして自づから御領分博奕止めに相成り候とかや。

たゞあり難き御政事なり。何卒世間ともに、制せずして

F

を猥りにする者これ無き様にありたきものなり。

(『日暮硯』による)

(注1) 現当二世……この世とあの世の二世にわたつて幸福であること。

(注2) 逸々……いちいち。一つ一つ。

問一 傍線部A「旗の揚げ時」の意味として最もふさわしいものを次の選択肢の中から選び、番号をマークしなさい。

- 1 新たに商売を始めるよい機会。
- 2 いまままでの商売を改める機会。
- 3 大々的に金儲けをする機会。
- 4 領主に対して反抗する機会。

問二 傍線部B「難儀なる者ども」とは、どのような者ですか。最もふさわしいものを次の選択肢の中から選び、番号をマークしなさい。

- 1 代々貧乏で、成り上がる機会がなかった者。
- 2 博奕で負けて、金銭を多く失った者。
- 3 博奕には勝ったのに、実入りが少なかった者。
- 4 心ならずも博奕の流行に巻き込まれた者。

問三 傍線部C「陳する事なく」の現代語訳として最もふさわしいものを次の選択肢の中から選び、番号をマークしなさい。

- 1 役人に対して言い訳もできずに。
- 2 「木工殿」に申し上げることとはなく。
- 3 勝負の相手の言うがままに。
- 4 役人に対して申し開きをせずに。

問四 傍線部Dにおいて、話し手は何が「迷惑至極」だと言っているのですか。最もふさわしいものを次の選択肢の中から選び、番号をマークしなさい。

- 1 勝負に勝ったのに、その儲けを返却しなければならないこと。
- 2 勝負に負けたばかりでなく、さらに罰金まで徴収されること。
- 3 博奕は許可されていたはずなのに、ここで禁止されること。
- 4 勝負に負けた者たちが、実際よりも多く負け金を申告していること。

問五 傍線部E「曲事」の意味として最もふさわしいものを次の選択肢の中から選び、番号をマークしなさい。

- 1 度の過ぎたこと。
- 2 不吉なこと。
- 3 苦々しいこと。
- 4 処罰すること。

問六 空欄Fに当てはまる二字の熟語を、本文中から探して、解答欄に記しなさい。

問七 本文の内容に合致するものを次の選択肢の中から一つだけ選び、番号をマークしなさい。

- 1 民親は慰みでする博奕をひとたび公認し、後に至ってこれを禁止した。
- 2 博奕を好む者の多くが民親の施策に不服であったが、従わざるをえなかった。
- 3 民親が商売でする博奕を禁じた結果、博奕そのものが行われなくなった。
- 4 民親は一般とは異なる施策を行ったので、多くの領民が彼を尊敬した。